

# 第3次宮古島市地域福祉推進計画

びと<sup>びと</sup> すす<sup>すす</sup> しま<sup>しま</sup>  
人とう添い 結いぬ島みゃ〜く  
〜明るいあいさつから始まるご近所づきあい〜

概要版



令和3年3月  
沖縄県 宮古島市  
宮古島市社会福祉協議会



## 地域福祉とは

地域のだれもがすこやかで安心した生活を営むことができるよう、地域のみんなで支え合うまちづくりの実現に協力して取り組んでいこうとの考えによるものです。

地域福祉の推進は、平成 12 年に社会福祉法に規定され、社会福祉法第 4 条に、『地域福祉の推進』として地域福祉の概念が位置付けられています。

### 社会福祉法より抜粋第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 計画策定の背景・目的

近年、少子高齢化や世帯の小規模化、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化により人と人とのつながりが次第に希薄化し、家庭や地域で支えあう力が弱まりつつあります。また、就業環境や社会環境が大きく変化する中、生活不安の増大、引きこもりやニート、子どもの貧困、「ダブルケア」といわれる介護と育児に同時に直面している世帯、「8050 問題」といわれる高齢の親と働いていない独身の 50 代の子が同居していることで介護や収入が不十分な世帯など、多様化・複雑化した課題を抱えた地域住民や世帯への対応は、これまでの公的福祉サービスでは十分に対応できない課題として顕在化しています。

これらの問題を背景に国において、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、生きがいを持って暮らすことができる地域づくりを推進し、公的な福祉サービスを基本としながら地域において助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することを目指すことが示され、「他人事」になりがちな地域課題を地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

宮古島市においては、「<sup>ひと</sup>人とう<sup>すう</sup>添い<sup>ゆ</sup>結いぬ<sup>すま</sup>島みや〜く」の理念のもと、「地域の福祉力向上の支援」、「地域における支援の仕組みづくり」を基本目標に第 1 次計画（H22.3）、第 2 次計画（H28.3）を策定し、人と人をつなぐで支える地域福祉の推進に取り組んできました。

第 2 次計画までの取り組みを活かしつつ、さらに行政と社会福祉協議会が個々に策定していた双方の計画について一体的に策定することで相互に連動し、総合的に推進することで、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進をより一層図っていくため、第 3 次地域福祉推進計画を策定します。



## 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、令和7年度には計画の見直しを行います。

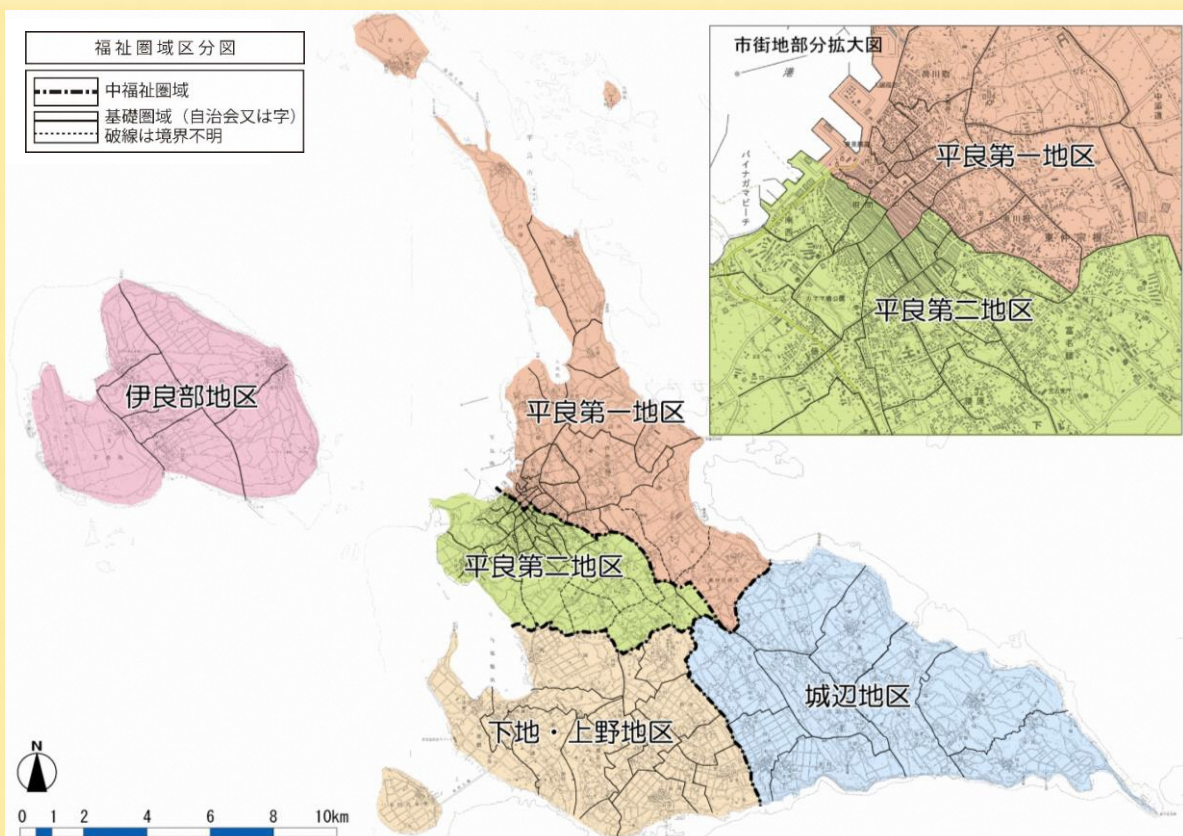
平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
第2次			第3次				

## 計画の圏域

宮古島市における地域活動の単位は、集落地域では公民館を中心とした行政区が基本となっており、自治会が結成されていない地域においてもそれぞれの行政区に行政連絡員や民生委員・児童委員等が配置されています。

そのため、今後も地域の支え合いによる地域福祉の推進は、行政区を基本に進めていくものとし、本計画における『基礎圏域』は行政区（自治会区）とします。ただし、自治会のない市街地などの行政区においては、行政区の広さや人口規模に応じて支え合い活動がしやすい範囲へと複数にわけると柔軟に設定できるものとし、

また、基礎圏域内のみで対応が難しい課題などに対して、基礎圏域を越えて近隣地域の様々な活動や支援が結びついて取り組みが行われる範囲を『中福祉圏域（民児協区）』とします。



## 基本理念

かつて、宮古島は、限られた島社会の中で、集落共同体を中心に地域社会を運営し、ともに支え合いながら、暮らしを営んできました。近年、宮古島市においては、集落から市街地への人口移動、市外への人口流出、他府県から市内への人口流入等により地域社会を構成する市民の多様化が進んでいます。

そうした中で、集落地域では、高齢化が進み、人と人との支え合いの維持が課題となっており、市街地では、地域活動の停滞により人と人との結びつきを支援する取り組みが必要となっています。これまでの集落共同体を基本とし、それを補完する取り組みを進めていく一方で、市街地においては、新たな共同体（支え合い）の構築が求められています。

また、成熟していく社会においては、個人や各種組織の役割が多様化細分化していることから、役割間を結びつけるような機能も必要となっています。このため、これまでの仕組みに新たな役割を加味した新たな支え合いの仕組みづくりを目指していくことが求められています。

したがって、集落域では人と人の絆を保持し、市街地ではその絆を再生し、地域での新たな支え合いの仕組みをつくっていくことを目指し、計画の理念を以下の通りとします。

人（びと°）とう添（すう）い 結いぬ島（すま）みゃ〜く  
〜 明るいあいさつから始まるご近所づきあい 〜

※「人（びと°）とう添（すう）い」は宮古島の方言で、「みんなが寄り添って集う」の意味





## 基本目標

### 基本目標1： 一人ひとりが福祉の担い手となるひとづくり

子どもから大人まで、より多くの住民が地域や福祉に関心をもち互いに助け合う関係をつくること  
が大切です。また、地域の課題やニーズへ対応するためには、地域住民が主体的に課題解決に取り組  
む必要があることから、お互い様の気持ちを育むため、地域福祉に関する啓発活動や地域活動への参  
加のきっかけづくりとしての学習機会を提供し、地域福祉への意識の醸成を図ります。地域住民が気  
軽にボランティア活動等に参加できる環境づくりや地域福祉を担う人材の育成と確保に取り組めます。

さらに、地域福祉活動をコーディネートする人材を配置し、多様な担い手による支え合いのある仕  
組みづくり（ひとづくり）に取り組めます。

### 基本目標2： 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり

地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」  
や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資  
源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ってい  
く社会を目指すことです。

身近な地域での見守り・支え合いの活動をとおして、気になる人を把握し、孤立させないように市  
民の主体的な活動やボランティア団体、関係団体などが相互に連携した支え合いの体制づくりに取組  
みます。

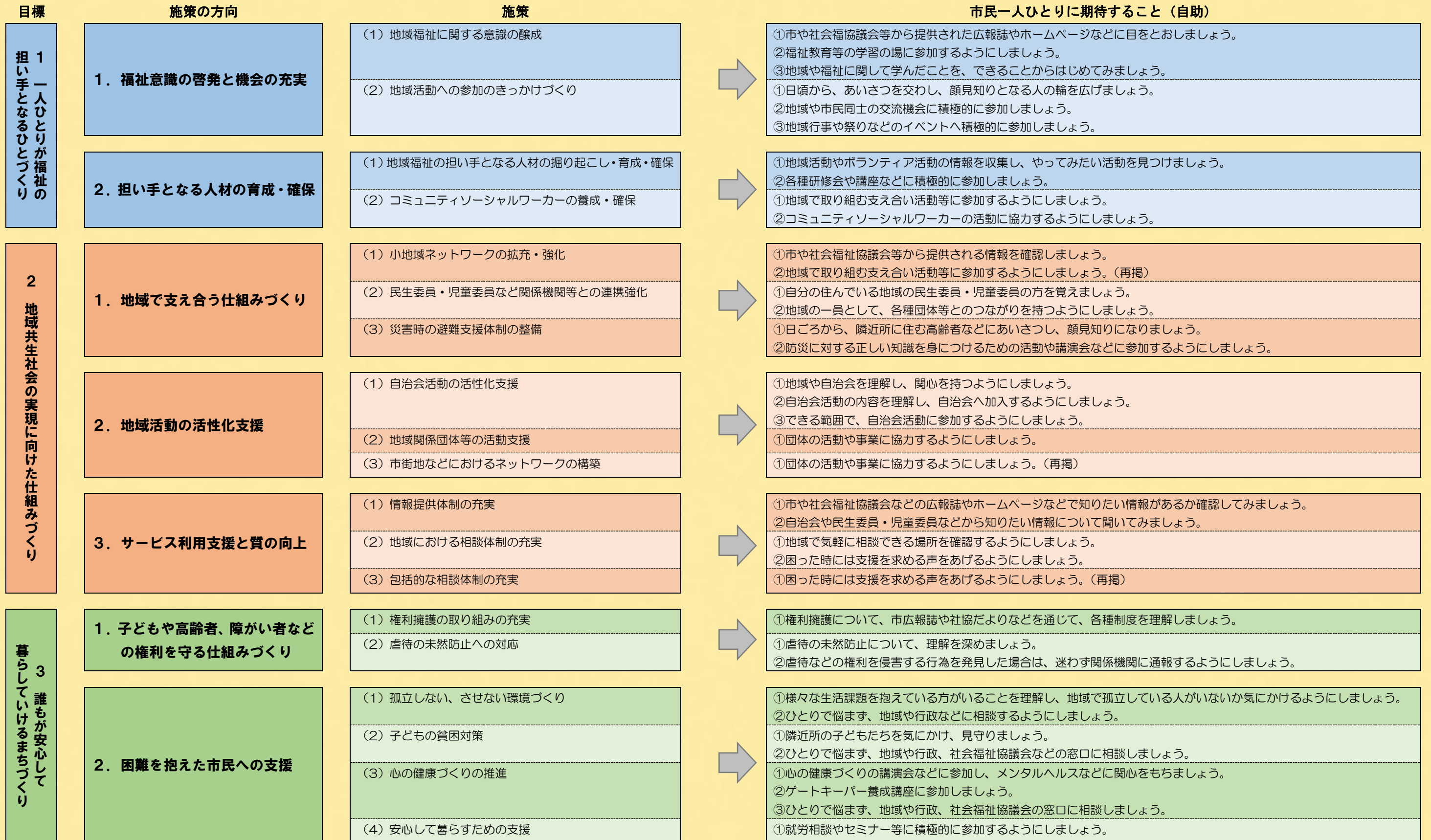
また、多様な媒体を活用した情報の提供に努めるとともに、困った時にはいつでも、身近な地域に  
おいて気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、今後も増加が予想される複合的な課題へ対応し  
てくために包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを推進します。

### 基本目標3： 誰もが安心して暮らしていけるまちづくり

障がいがある方でも、生活困窮状態になった方でも、その他生活課題により生きづらさを抱えてい  
る方などの支援を必要とする市民の誰もが、安心して住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活  
を送るための環境が整ったまちが、「誰もが安心して暮らしていけるまち」と考えます。

そのため、一人ひとりの権利が尊重され、支援が必要になった場合においても自立した生活を継続  
することができるよう、必要なサービスを適切に利用するための支援体制の充実を図ります。

# 施策の体系



※地域及び関係団体に期待すること（互助）、社会福祉協議会の取り組み（共助）、市の取り組み（公助）については、計画書にて整理しています。

## 計画の推進にあたって

### ◆地域福祉を推進するための視点

さまざまな地域課題に対して、「自助」、「互助」・「共助」、「公助」の役割を持つ各主体が連携して地域課題へ対応することが重要となります。

本計画における「自助」「互助」「共助」「公助」の役割と主体は以下のように位置付けます。

【自助】自分自身や家族で生活課題などに取り組むことを、「自助」といいます。

【互助】近所の方や自治会、地域活動団体等が互いに助け合って取り組むことを「互助」といいます。

【共助】社会福祉協議会や NPO、関係機関が連携して取り組むことを「共助」といいます。

【公助】行政機関が公的サービスなどを提供して支援することを「公助」といいます。

### ◆各主体の役割

住民に期待する役割	住民一人ひとりが地域社会を構成する一員であることを認識し、地域課題について「我が事」として住民同士で協力して解決に向けて取り組んでいくことが求められます。 そのため、日ごろから隣近所と交流し、地域で困っている人がいたら、声かけや手助けを行うことなどできる範囲での活動からはじめ、地域行事やボランティアなどの福祉活動に積極的に参加することを期待します。
自治会、地域活動団体等に期待する役割	自治会をはじめ、ボランティアや NPO など地域で活動する団体は、地域の支え合いの担い手として、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けた活動を展開しています。 地域の支え合いの担い手としての活動の充実を図るため、地域に関わりの少なかった住民などを巻き込むことをはじめ、関係団体や関係機関が連携して取り組みを推進することを期待します。
社会福祉協議会の役割	社会福祉協議会は、社会福祉法の第 109 条において、「地域福祉を推進することを目的とする団体」として位置付けられており、地域福祉推進の中核を担っています。 地域住民主体による様々な地域福祉活動を推進するとともに、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア福祉関係者、その他関係団体や機関と参加・協働し、ボランティアの育成をはじめ、地域における見守り支え合い活動など、さまざまな地域福祉推進の活動を実施しています。 本市の地域福祉推進の中核として、取り組みのさらなる充実を図るとともに、行政と連携・協働により地域福祉の推進に取り組みます。
行政の役割	行政は、地域福祉活動を推進するため、地域住民や関係者等による支え合い、助け合いの主体的活動と連携しながら、地域福祉活動を推進する仕組みづくりや基盤を整備するとともに、多様化する福祉ニーズへ対応するため、さまざまな分野を横断的につなげる役割を担っています。 そのため、公的な福祉サービスの実施をはじめ、必要な人が必要なサービスを受けられる仕組みを構築し、地域住民、福祉関係事業所・団体、社会福祉協議会等の各種関係機関や団体との連携を図り、福祉活動の仕組みづくり・基盤整備に取り組み、本計画の基本理念・基本目標の実現を目指して施策を総合的に推進します。



#### ■第3次宮古島市地域福祉推進計画

発行日 令和3年(2021年)3月

発行 宮古島市 福祉部 福祉政策課  
沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地  
電話：0980-72-3751 (代表)